平成２０年（フ）第５３号
富山県魚津市大海寺野472番地
破産者　紙谷　一郎
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第１８４号
長野県上田市上塩尻948番地13、開始決定時の住所長野県上田市仁古田208番地２
破産者　戸島　節男
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１１７号
長野県埴科郡坂城町大字南条3677番地の１
破産者　新井　光男
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１１８号
長野県埴科郡坂城町大字南条3677番地の１
破産者　新井　朝子
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１２３号
長野県上田市古里2054番地２　コンフォルタ104号、前住所長野県上田市武石下本入58番地
破産者　塩入　一枝（旧姓遠藤）
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１０９号
岐阜県揖斐郡大野町大字桜大門448番地27、開始決定時の住所岐阜県揖斐郡池田町白鳥568番地
破産者　椙山　正仁
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
静岡県三島市梅名321番地の29　ガーデンハウスＫ－Ａ－１
破産者　池本　悦子
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４３５号
静岡県熱海市泉276番地の181
破産者　桃井たみ子
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４３４号
静岡県浜松市中区富塚町202番地の３
破産者　神宮寺島子
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４３６号
静岡県浜松市北区豊岡町29、住民票上の住所静岡県浜松市北区東三方町238番地の13
破産者　ライト自動車こと　山本　光善
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４３７号
静岡県浜松市北区豊岡町29、住民票上の住所静岡県浜松市北区東三方町238番地の13
破産者　山本ときゑ
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２７５号
奈良県大和郡山市池沢町337番地24、開始決定時の住所奈良県大和郡山市箕山町14番15号
破産者　谷村　精一
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２７６号
奈良県大和郡山市池沢町337番地24、開始決定時の住所奈良県大和郡山市箕山町14番15号
破産者　谷村　高志
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６６号
山口県下関市上田中町１丁目９－17、開始決定時の住所山口県下関市今浦町２番３号
破産者　村上　哲夫
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
福岡県大牟田市大字勝立558番地２
破産者　白谷　富敬
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第６０８号
熊本県上益城郡御船町大字滝川948番地１
破産者　下田　龍喜
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２２３号
大分市大字猪野1430番地の２　アーバン明治３番館503
破産者　佐保　達雄
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３８３号
大分県別府市大字南立石2145番地の197
破産者　乙咩　武征
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１６６号
沖縄県那覇市泉崎２丁目９番地２　202
破産者　細石　照美
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部